

労働力確保・UIJ ターン就職応援事業業務委託基本仕様書

山形市を甲とし、労働力確保・UIJ ターン就職応援事業業務委託契約（以下「契約」という。）にかかる業務（以下「本業務」という。）の受託者を乙とし、本業務を実施するために必要な仕様を定める。

1 事業の趣旨

山形市内の企業に就職する若者を増やすために、県外進学者のUターン就職や地元大学生の定着・就職の促進に向けた取り組みを、一体的に構築する。事業を一体化することにより、市内企業への就職等に関心のある学生、保護者及び企業への切れ目の無い情報発信を行い、様々な方法で企業を知ってもらう機会を連続して行い、若者による山形市への移住・定住者の確保に繋げる。

2 委託業務の内容

(1) インターンシップ推進事業

(2) 保護者向けセミナー

※各委託業務については、別紙添付

3 PR・広報方法および参加申込方法

(1) ポスター・チラシ、WEB広告、各イベントに参加した企業や学生への新たなイベント参加を勧奨するDM等を作成し積極的に事業PRを行い、参加企業や学生の募集に努めること。

(2) 県内外の高等教育機関および専門学校等と連携を図り、広く周知を行うこと。

(3) 参加申込みは、電話・Eメールだけでなく、ウェブサイトによる申込みフォームも設けると。

4 委託業務の開催日

本仕様書中「2 委託業務の内容」に掲げる業務については、甲と協議のうえ決定すること。

5 開催後のアンケートの実施及び結果の分析、集計

参加企業及び参加者にアンケートを実施すること。アンケートの実施に際しては、参加企業及び参加者より7割以上の回答率を見込み、工夫して実施すること。また、アンケートの内容は実施前に甲と協議の上、作成すること。

6 委託業務の対象経費

委託業務の内容に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認めない。

(1) ハード面の経費（施設等の設置又は回収に必要な経費、土地、建物等を取得するための費用）

(2) パソコン、OA機器、電話機等のソフトウェアも含めた購入経費

(3) 5万円以上の物品の取得経費

7 執行状況等

委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、市の定める方法により速やかに報告すること。

8 委託業務に係る成果品等

- (1) 委託業務完了通知書（指定様式）
- (2) 事業実績報告書（写真を添えること）
- (3) アンケート（企業・参加者等）の集計結果
- (4) 参加企業一覧
- (5) 企業選定の審査基準がわかるもの

※(3)についてはデータでの提出も求めるものとし、(5)については定員以上の応募に伴う選定を実施した場合のみ提出。

9 再委託の禁止

本業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、セミナー講師に関する業務及びあらかじめ甲の承諾を得た場合を除く。

10 特記事項

- (1) 受託者は、この事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図るとともに、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (3) 受託者は、この事業を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに市に報告すること。
- (4) この事業により提供するサービスについては、利用者に金銭負担を生じさせないものとする。
- (5) この事業にかかる苦情等については、受託者が責任をもって対応するものとする。
- (6) 業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。
- (7) 受託者は、事業実施にあたって適切な工数で事業設計し、十分な広報期間を取ること。

11 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度甲と協議するものとする。

1 2 支払方法

本業務委託料の支払については完了払とし、業務終了後に適正な請求を受理した日から起算して30日以内に支払う。

(別紙) 委託業務の内容

1 インターンシップ推進事業

(1) 企業向けインターンシップセミナー

①事業概要

次のア及びイの内容を含めた2部構成のセミナーとする。

ア インターンシップ制度について、受入れ経験がない企業等を対象とし、インターンシップ制度の基礎や企業側における学生受入れ時の進め方等、制度に対する理解を深める要素を含めるものとするセミナー。

イ 各企業における学生を受入れる際のインターンシッププログラム開発支援を行うと共に最近の学生の動向等を踏まえたインターンシップ実施にあたっての注意事項など受け入れを見据えたより実践的な要素を含めるものとするセミナー。

②実施方法

ア 募集を含むイベント案内から参加申込受付等に関する業務、その後のイベントの事務連絡等、イベント開催までの一連業務を行う。

イ セミナー講師の選定及び講師との日程調整を行う。講師選定にあたっては甲と事前協議の上、最終決定すること。

ウ 参加企業は山形市内に本社を有する企業、又は事業所を有する企業のうち、就労場所を山形市とする若年求職者の採用計画がある企業概ね20社程度とすること。

エ 1社から複数名の参加希望があった場合は、会場の規模や定員に応じて調整を行うものとする。

③開催方式及び開催日時、会場の選定

セミナーはオンライン形式、対面形式いずれも可とするが、参加企業の参加しやすさ等も勘案して、効果的な事業となる開催形式を提案し、甲と協議の上決定すること。開催日については、参加しやすい時間帯での開催日程を設定するよう配慮し、甲と協議の上決定すること。また、対面で開催する場合は、山形市内で開催することとし、会場はアクセス等にも配慮し、甲と協議の上選定すること。

④その他

ア 事業の名称については、本事業の趣旨を踏まえたうえで、訴求力の高い名称を考案し、甲と協議のうえ決定すること。

イ 業務内容に関する問合せへの対応、受付、会場設営(講師が使用する備品等の手配を含む。)、進行、運営、配布資料の準備、その他必要な業務全般を行うこと。

(2) 学生向けインターンシップセミナー

①事業概要

大学生がインターンシップで企業を訪問する際の心構えやインターンシップを行う目的を明確にするためのセミナーとする。また、同セミナーでは、市内企業による企業紹介の時間を設け、

学生に対してインターンシップ受入れに向けたPRも行う。

②実施方法

- ア 募集を含むイベント案内から参加申込受付等に関する業務、その後のイベントの事務連絡等、イベント開催までの一連業務を行う。
- イ セミナー講師の選定及び講師との日程調整を行う。講師選定にあたっては甲と事前協議の上、最終決定すること。
- ウ 募集対象は山形県内及び仙台市内の大学等へ通っている学生とし、参加人数は概ね25人程度とする。ただし、25人を超過した場合も甲と協議の上極力受け入れるものとする。

③開催方式及び開催日時、会場の選定

セミナーはオンライン形式、対面形式いずれも可とするが、効果的な事業となる開催形式を提案し、甲と協議の上決定すること。開催日については、企業・学生双方が参加しやすい時間帯での開催日程を設定するよう配慮し、甲と協議の上決定すること。また、対面で開催する場合は、山形市内で開催することとし、会場はアクセス等にも配慮し、甲と協議の上選定すること。

④その他

- ア 事業の名称については、本事業の趣旨を踏まえたうえで、訴求力の高い名称を考案し、甲と協議のうえ決定すること。
- イ 業務内容に関する問合せへの対応、受付、会場設営（講師が使用する備品等の手配を含む。）、進行、運営、配布資料の準備、その他必要な業務全般を行うこと。

（３）企業訪問バスツアー

①事業概要

（２）のセミナーに参加した学生等を中心に、市内企業を選定して、訪問ツアーを実施し、地元企業の魅力を理解していただく。見学企業数は1回3社程度とする。工場もしくは社内見学を行い、企業全体の概要や商品等の説明を受ける。その後、社内の若手社員（1～3年目を想定）との懇談会を実施する。懇談会では、2～3程度のグループに分かれ、若手社員から仕事の中身や今後のキャリアアップについて話をしてもらい、質疑応答の時間をとる。

②実施方法

- ア 募集を含むイベント案内から参加申込受付等に関する業務、その後のイベントの事務連絡等、イベント開催までの一連業務を行う。
- イ 参加者は（２）のセミナーへ参加した学生を中心とするが、新規応募者の参加を妨げるものではない。また、（２）のセミナーを受講した学生は必ず参加しなければならないというものでもない。
- ウ 訪問先の企業の選定及び日程調整を行う。なお、訪問先は甲と事前協議の上、最終決定すること。
- エ 訪問バスツアーは1回あたり3社程度とし、全部で3回開催とするが、コース構成（時間帯、企業数等）については、学生等が参加しやすい集客の見込める内容を提案し、甲と協議の上

決定すること。連続した実施でなければならないというものではない。開催日及び開催日数については甲と事前協議の上、最終決定すること。

オ 直接訪問する企業以外の市内企業についても、参加者への情報提供に努めることとし、その方法等については、甲と協議の上、最終決定すること。

③開催日時及び会場の選定

開催日については、甲と協議のうえ決定すること。参加しやすい時間帯での開催日程を設定するよう配慮すること。

④その他

ア 事業の名称については、本事業の趣旨を踏まえたうえで、訴求力の高い名称を考案し、甲と協議のうえ決定すること。

イ 業務内容に関する問合せへの対応、受付、会場設営（講師が使用する備品等の手配を含む。）、進行、運営、配布資料の準備、その他必要な業務全般を行うこと。

2 保護者向けセミナー

（１）事業概要

就職活動中であるまたは、これから就職活動を行う学生等の保護者を対象とし、山形の企業の魅力を周知するセミナーを開催する。

（２）実施方法

①就職活動中であるまたは、これから就職活動を行う学生等の保護者を対象としたセミナーを山形市内で開催し、今後の就職活動の助言等に役立つよう、地元の企業の魅力や山形での生活の優位性を伝えられるようなものとする。構成については、講演や市内企業によるパネルトーク等、効果の高いものとなるよう提案すること。講師及び企業等の選定にあたっては甲と事前協議を要する。

②参加者は50名程度とし、事前予約を行った場合でも当日の参加希望者を受け入れる等、入場制限を行わないこと。

（３）開催日時及び会場の選定

開催日については、甲と協議のうえ決定すること。休日又は夕刻等、参加しやすい時間帯での開催日程を設定するよう配慮すること。また、本事業は、山形市内で開催することとし、会場はアクセス等にも配慮し、甲と協議の上選定すること。

（４）その他

①セミナーの名称については、本事業の趣旨を踏まえたうえで、訴求力の高い名称を考案し、甲と協議のうえ決定すること。

②業務内容に関する問合せへの対応、受付け、会場設営（講師が使用する備品等の手配を含む。）、セミナーの進行、運営、配布資料の準備、その他必要な業務全般を行うこと。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、関係法令に従い、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（従業者の明確化）

第3 乙は、この契約による業務に従事する者を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

（従業者への周知）

第4 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は番号法又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びその他関連規程に基づき処罰される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（従業者への監督及び教育）

第5 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

（収集の制限）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該業務を処理するために必要な範囲内において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務の処理以外の目的に利用し、又は第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）も含む。以下同じ。）に提供してはならない。

（安全確保の措置）

第8 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及び毀損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。

（持出しの禁止）

第9 乙は、この契約による業務を処理するために必要な範囲を超えて、乙がこの契約による業務

に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

（複写等の禁止）

第10 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等がある場合には、甲の指示又は承諾があるときを除き、これらを複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第11 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

（再委託先への義務等）

第12 乙は、甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合には、乙と当該第三者との再委託に係る契約において、この契約に基づき個人情報の取扱いに関して乙が甲に対して負う義務等と同等の義務等を当該第三者が負うべき旨を契約書に明記しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等があるときは、この契約が終了し、又は解除された後直ちにこれらを甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（報告義務）

第14 乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第15 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。

（取扱要領等の作成）

第16 乙は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、甲に報告しなければならない。ただし、甲が必要でないと認めるときは、この限りでない。

（実地調査等）

第17 甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査をすることができる。ただし、実地に調査をすることが困難である場合には、甲は、乙に対し、それに代わる調査をすることができる。

（再委託先への実地調査等）

第18 乙が甲の承諾を得てこの契約による業務における個人情報の処理について第三者に再委託を行う場合においては、甲は、必要と認めるときは、この契約の遵守状況を確認するために必要な範

囲内において、乙と当該第三者との再委託に係る契約による当該業務に係る個人情報の取扱いについて実地に調査し、又はそれに代わる調査をすることができる。

（勧告）

第19 甲は、乙のこの契約による業務に係る個人情報の取扱いが不相当と認めるときは、乙に対し、必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

（国外における取扱いの禁止）

第20 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をクラウドサービス等により国外において取り扱ってはならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第21 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（漏えい等が発生した場合の責任）

第22 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（注） 「甲」は山形市を、「乙」は受託者をいう

